

# IFRS財団主催：IFRSカンファレンス 東京2010開催



国際財務報告基準財団（IFRS財団）主催による国際財務報告基準（IFRS）カンファレンスが、2010年7月28日（水）～29日（木）に東京で開催された。本カンファレンスは、シニア財務責任者及びその他関係者向け1.5日カンファレンスと銘打ち、日本を中心にアジア・オセアニア各国から多数の聴衆が参加して、盛大に行われた。

アジア・オセアニア地域では、IFRSが適用されたか、適用を目前に控えている諸国が多い。我が国においては、2010年3月期からIFRSの任意適用が始まり、2012年を目処とする強制適用の判断も間近に控えていることから、実際のIFRS導入の経験談とともに、国際会計基準審議会（IASB）プロジェクトの

背景にある考え方や、財務報告に関する将来の方向性を直接基準設定者から聞くことができる絶好の機会となる。当カンファレンスでは、会場の聴衆が講演内容に熱心に耳を傾けている姿が見られた。また、休憩時間には、さまざまな国の会計関係者の和やかな歓談が行われた。

本稿では、当カンファレンスの模様について報告するが、内容は、2010年7月29日現在の状況に基づいて記載している。また、本稿は、カンファレンスの概要の紹介であり、IASBや講演者の公式な見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

## 1日目（7月28日）

### 1 2011年及びその後のIFRS

開会の挨拶の後、IASB議長のDavid Tweedie 卿から2011年及びその後のIFRSに関してのプレゼンテーションがあり、2011年で重要な事項は、次の4点であると述べられた。①世界中で多くの国が2011ないし2012年にIFRSの導入をするか、コンバージェンスをする、②G20の声明（2009年

9月24日～9月25日）で求められている、単一で高品質でグローバルな会計基準を設定するという目標期日が到来する、③IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）のMoUの目標期日が到来する、④米国（2011年予定）及び日本（2012年予定）でIFRSの導入が決定される等がある。その後、IASBの主要なプロジェクトに関する概略的な説明があったが、ここでは誌面の関係上、省略する。最後に強調されたのは、IASBの基準開発は、アメリカの声やEUの声のみを反映するものではなく、グローバル

な取り組みである点である。また、これからはアジア・オセアニアの時代であり、アジア・オセアニアからの意見を1つにまとめて発信してほしい旨が要請された。



### 1-1 日本の視点（パネルディスカッション）

Tweedie議長のプレゼンテーションの後、企業会計基準委員会（ASBJ）の西川郁生委員長の司会で、規制当局、財務諸表利用者、教育界を代表して、三井秀範金融庁総務企画局企業開示課長、金子誠一日本証券アナリスト協会理事、平松一夫関西学院大学会計学教授によるパネルディスカッションが行われた。

#### 1-2 三井秀範金融庁総務企画局企業開示課長～規制当局の立場から

- 日本がIFRS導入に向かっている理由としては、日本の資本市場への魅力の維持や競争力の強化、投資家の視点からは比較可能性の確保の重要性等がある。また、世界中で展開している会社が全社的にIFRSで財務書類を作成すると、整合的かつ継続的に世界中の支店等のパフォーマンス評価が可能である点等もある。
- 日本におけるIFRSの強制適用は2012年ごろに決定する予定であり、それまでに研修と教育体制の確立が必要である。
- 会計基準設定プロセスの透明性を確保するために、IFRSを作成するIASBの監視を行う上部組織のIFRS財団のガバナンスは非常に重要である。ガバナンスの在り方について見直すため、IFRS財団モニタリング・ボード（日本の金融庁長官を含む各国の規制当局者で構成されるIFRS財団の監督機関）が、2010年7月にワーキング・グループを立ち上げ、金融庁の河野正道総括審議官が議長を務めている。
- 会計基準そのものに関しては、金融危機の際、IFRSの将来に関しての懸念が数多く表明された。こ

のような中で、基準設定に関するさまざまな意見を交換するためのより多くの機会を与えられることが、懸念を払拭して日本におけるIFRSの強制適用の意思決定を行うために非常に重要である。その観点からも、円滑なコミュニケーションが可能となるサテライトオフィスの東京への誘致は重要であると考えられる。

- 日本においては、2010年3月期からIFRSの任意適用が開始されている。現状、日本の大企業は米国基準を適用している会社もある。日本基準と米国基準が混在している状況は、比較可能性の観点からは問題である。規制当局者としては、単一の基準を望んでいる。



#### 1-3 金子誠一日本証券アナリスト協会理事～財務諸表利用者の立場から

- アナリストの立場としては、世界中で財務諸表を比較することが可能になる点より、単一かつ高品質で、グローバルな会計基準を要望している。
- 国際的な資本投資に関しては、マクロ的な視点から出発して、個別企業の分析に到達するトップ・ダウンアプローチに対して、個別企業の銘柄の調査・分析から出発して、結果的に国別の分析に到達するボトム・アップアプローチを追求する。トップ・ダウンアプロ

チによる1,700社の比較に対して、5万社の比較が可能になる。

- IFRSは、①注記の充実、②ビジネスの現実を反映した統計学的な概念の使用、③モニタリング・ボードや評議員会が、国や地域ごとの特別な政治的プレッシャーに対して監視者として行動する点などより、高品質な会計基準であるといえる。
- IFRSの導入は、終わりでなく始まりである。外から押し付けられた基準ではなく、自分たちで役に立つ基準を作成することが必要である。

#### 1-4 平松一夫関西学院大学教授～教育者の立場から

- 2010年6月30日に、金融庁企業会計審議会から公表された「我が国の国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」により、IFRSの教育・研修に関心が高まってきた。
- 日本国際会計教育協会（JIAE）は、IFRSに基づく一般的な教育を行っている。
- 日本会計教育学会（JAAER）が、学会関係者により2009年2月に設立された。第2回年次会合において、学部レベル（大学院、CPA含む）でのIFRS教育について討議する予定である。
- 大学院レベルでは、2005年から会計大学院（18校）が設立され、国際会計士連盟（IFAC）の国際会計教育基準審議会（IAESB）が作成する国際教育基準に基づく授業を行っている。
- IFRSの翻訳の問題、公認会計士試験の在り方、大学教育における不十分なテキスト、教育者の教育等課題が多い。

2 財務諸表作成者のIFRS導入に係る視点



パネルディスカッションの後、島崎憲明IFRS財団評議員兼日本経団連企業会計部会長から、IFRSを導入するに当たっての作成者の経験の実例を紹介する旨の説明があった。アジア・オセアニア地域の違うステージにある作成者から実際の導入の経験や、導入に当たっての準備についてのプレゼンテーションがなされた。具体的な経験談を当事者から直接聞くことができる非常に有益な機会であった。なお、詳細な説明は紙面の都合もあり省略して、プレゼンターから説明があった各国の状況に触れるに止める。

2-1 我々がどのようにIFRSを導入したか～ピーター・デイ会社役員（オーストラリア）

➤ オーストラリアの状況は、2002年にIFRS導入が決定され、2005年から強制適用が開始されている。IFRSの適用対象は、すべての企業であり、単一の基準が採用されている。また、非営利企業や豪州政府等の公的機関にも、IFRSが適用されている。

2-2 我々がどのようにIFRSを導入しているか～柳 烈エス・オイル・コーポレーションCFO（韓国）

➤ 韓国の状況は、2007年に、2011年から上場企業に対してIFRSを適

用することが決定されている。2011年にIFRSを導入する企業は、比較年度の2010年にIFRSで財務諸表を作成することが必要である。2009年からIFRSの早期適用が認められ、2010年度は、59社が早期適用を行った。

2-3 我々がどのようにIFRS導入の準備を行っているか～岡田譲治三井物産株式会社常務執行役員CFO補佐兼経理部長

➤ 三井物産（現在、米国基準適用）を取り巻く状況は、米国において、2007年に、米国市場に上場している外国企業にIFRSで財務諸表を作成することが容認された。日本では、2009年にIFRS導入に向けた日本のロードマップが公表され、2012年を目処に2015年ないしは2016年の強制適用を判断するとされている。

3 基調講演：三國谷勝範金融庁長官



カンファレンス第1日目の最後を飾り、三國谷勝範金融庁長官が基調講演を行った。長官の基調講演の要旨は、以下のとおりである。

3-1 会計基準設定の困難さと教訓

長官ご自身の経験を踏まえて、日本における会計基準の設定のこれまでの経緯を振り返られた。会計基準の設定者はグローバリゼーションに有効に対処して、比較可能性を投資

家、作成者に提供することが必要である旨が説明された。また、会計基準の設定に際しては、①経済の実態の正確な反映、②各国の法的制度やシステムとの調和、③さまざまな利害関係者との調和の必要性が強調された。

3-2 IFRSへの課題と解決策

IFRS設定に当たっては、各国の意見をよく聞くことが必要であり、会計基準設定主体であるIASBやIFRS財団のガバナンスの強化の重要性にも言及された。

3-3 人材育成の国際的貢献

人材育成に関し、国際的な貢献を目指して、IASB、ASBJに優秀な人材を提供するための企業、監査法人におけるキャリア・パスの確立の重要性等に言及された。

3-4 資本市場における規制当局の役割

会計基準は独立して存在しておらず、規制を執行することでよりよい基準となる。規制当局としては、執行面についての改善に努める旨説明された。

最後は、最良の会計基準を作成するために、さまざまな利害関係者の声を聞いてほしい旨のIASBに対する要望で締めくくられた。

2日目（7月29日）

カンファレンスも2日目を迎えた。IFRS/XBRLタクソノミのアップデートに関する早朝セッションの後に、金融商品、収益認識、財務諸表の表示及び退職後給付の各プロジェクトのIASBにおける進捗及び作業計画に係る詳細な説明が行われた。本稿ではそのうち、FASBからの公開草案が公表され、議論的的になっている

る金融商品に関するプロジェクトの概要を紹介する。

**金融商品：IASBにおける進捗及び作業計画～ボブ・ガーネットIASB理事、プラバカハル・カラバチェルIAASB理事**



**1-1 FASBの公開草案について**

冒頭、金融商品に関して、アメリカとのコンバージェンスに懸念が広がっている旨の言及があった。

FASBは公開草案を2010年5月に公表している。コメント期間が終了したら、両審議会で会合を持ち、相違した結論を回避するために可能な限り討議したいとのことである。

**1-2 金融商品に関するIASBの作業について**

金融商品に関しては、複雑性を低減させて、財務諸表利用者に対しての有用性を改善することを目標に、IAS第39号「金融商品－認識及び測定」を置き換えるプロジェクトが、以下の3つのフェーズに分類されて進行中である。

➤ **フェーズⅠ 分類及び測定**

2009年11月に公表された金融商品に関する新会計基準IFRS第9号は、金融資産のみを取り扱っている。これは、2009年7月に公表された公開草案「金融商品：分類及び測定」に対するフィードバックで、現行IAS第39号の範囲であるすべての金融資産の認識、分類及び測定について規

定している。金融負債については、緊急性があまりないことや、金融負債の信用リスクの変動の影響の問題に関する論点をさらに検討し、議論する必要があるとの理由によるものである。2010年5月に、自己の信用リスクを取り扱う公開草案「金融負債に対する公正価値オプション」が公表された（コメント期限2010年7月）。公開草案の公表までに、この問題を議論するためのアウトリーチが開催されたが、その結果を踏まえてIASBは、公正価値オプションに関する特定の定めを除いて、金融負債の分類及び測定に関するIAS第39号の現行の定めを維持することを決定した。2010年中に最終基準となることを予定している。

➤ **フェーズⅡ 減損**

2009年11月に、公開草案「金融商品：償却原価及び減損」が公表された（コメント期限2010年6月）。これは、現行の発生損失モデルが、金融危機の際に批判されたことを契機に予想損失モデルへの移行を提案したものである。また、予想損失モデルの移行に実務上、困難が予想されるため、あらゆる地域や分野での信用リスクの専門家で構成される専門家諮問パネル（EAP）が、公開草案の公表と同時に設置された。実務面での課題としては、会計システムと与信システムの統合の困難性等が指摘されている。

➤ **フェーズⅢ ヘッジ会計**

現行の基準を抜本的に改正することが意図され、拡大されたアウトリーチが継続中である。公正価値ヘッジ会計の修正や、キャッシュ・フローヘッジ会計を簡素化することなどを検討中である。今後の予定は、2010年第3四半期には公開草案を公表し

て、2011年第2四半期には基準化の予定である。

2日目の午後は、5つのテーマから2つを選択するブレイクアウトセッションが行われた。その中で、筆者が参加した退職後給付のセッションに関して報告する。

**ブレイクアウトセッション：2 退職後給付～山田辰己IASB理事**



**2-1 退職後給付プロジェクトの進捗状況**

2008年3月に、ディスカッション・ペーパー「IAS第19号「従業員給付」の改訂に係る予備的見解」が公表されて、150通のコメントを受領した。また、慎重な検討を加えるために13回の審議会を開催し、広範な利害関係者（従業員給付ワーキング・グループ（EBWG）を含む）からのインプットを求めた。その結果を踏まえて、2010年4月に、公開草案「確定給付制度（IAS第19号の修正提案）」が公表された（コメント期限2010年9月）。現在、さらなる利害関係者からのインプットを得るために、広範なアウトリーチを行っている。

**2-2 IAS第19号「従業員給付」改正の契機について**

現行のIAS第19号は、損益の認識や、開示に関して、選択可能なオプションがあるなどで、企業間の比較可能性が阻害される可能性がある。これに対処して、財務諸表の理解可

能性、透明性及び比較可能性を改善して、確定給付制度において発生するリスクの開示を改善するために、このプロジェクトが開始された。

### 2-3 公開草案の提案

- 認識：①数理計算上の差異の会計処理について、回廊アプローチ及び遅延認識の廃止、②制度資産に係る期待運用収益の廃止
- 分解：確定給付債務（資産）の純額の変動である確定給付費用を、①勤務費用、②財務費用、③再測定に分解
- 表示：勤務費用は純損益に表示、確定給付負債（資産）に係る利息の純額は純損益に財務費用の一部として表示、再測定はその他の包括利益に表示
- 開示：リスクに関する情報を含む開示の充実

### 3 IFRIC update～ボブ・ガーネットIFRIC議長



IFRIC議長のボブ・ガーネット氏が、IFRICの活動状況についてのプレゼンテーションを行った。

#### 3-1 IFRICで取り扱った課題について

IFRICはこの1年間で63項目の課題を取り扱ったが、その中で、解釈指針が公表された項目は1項目、アジェンダに取り上げた項目は3項目、年次改善で取り上げた項目は21項目、その他のアジェンダ決定は28項目、

保留若しくは仕掛中の項目は8項目である。

#### 3-2 年次改善について

年次改善については、年次改善で取り上げるべき項目を特定及び議論し、公開草案に対するコメントを審議して審議会に勧告することが、2010年1月からIFRICの新たな役割となった。2010年5月に公表された年次改善では、6つの基準と1つの解釈指針に対して10の改訂がなされた。その中でも注目すべき改訂は、IFRS第3号「企業結合」、IFRS第7号「金融商品－開示」、IAS第34号「中間財務報告」等に関するものである。

#### 3-3 現在議論している項目について

- IAS第16号「有形固定資産」～鉱物資源の採掘活動の清算段階で生じた廃棄物質の除去作業に関するコストの処理
  - IFRS第2号「株式報酬」～権利確定若しくは権利確定以外の条件の区分
  - IFRS第3号、IAS第27号～非支配持分に付与されたプット・オプションの会計処理
- また、取り組むべき問題がある場合には、日本における強制適用の前に伝えてほしい旨の要請があった。

との感想を得た。各セッションの終了の都度、活発な質疑応答もなされ、盛況のうちにカンファレンスは終了した。

（自主規制・業務本部 公認会計士 千崎滋子）

### 4 おわりに

プレゼンターから、基準の設定に当たってのアジア・オセアニア地域からの意見発信の重要性が強調されたことが印象に残った。2011年、2012年は、アジア・オセアニア地域にとって、IFRSに関して重要な年であり、とりわけ、日本が果たすべき役割についての期待が高まっている